

# 憲法9条があぶない！

2004年12月11日  
「九条の会おおすみ」

## 第2章 戦争の放棄

### 第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

## 憲法九条の「過去」

### 1、憲法9条はどうしてつくられたか？

- (1) 明治以来の海外進出からアジア太平洋戦争まで
- (2) 「軍国主義日本を再現させないためには」として生まれた憲法9条

### 2、憲法9条の理念を空洞化する試み（政府の「解釈改憲」）とのせめぎ合いの中で

- (1) 1950年以降の軍事化（憲法9条を空洞化していくはじまり）
- (2) 1960年の安保条約反対闘争や核兵器廃絶のための運動
- (3) 1990年代のいっそうの軍事大国化
  - ・アラビア海への掃海艇の派遣
  - ・PKO等協力法

## 憲法九条の「現在」

### 3、21世紀を前後して次々と「軍事法」が制定

- (1) 周辺事態法（新ガイドライン実施法）（1999年）
- (2) PKO等協力法の「解凍」（1999年）
- (3) 船舶検査法（2000年）
- (4) テロ対策特措法（2001年）
- (5) イラク特別措置法（2003年）
- (6) 武力攻撃事態法（2003年）
- (7) 自衛隊法改正（2003年）

- (8) 国民保護法 (2004 年)
- (9) 米軍支援法 (2004 年)
- (10) 「恒久派兵法」 制定の動きも浮上

## 5、改憲の動きの急浮上

(1) 民間改憲団体、財界の動き  
日本経団連  
経済同友会

(2) 国会での動き  
1999 年に国会法の改正 (憲法調査会)  
2005 年に最終報告 = 「改憲」 をにじませると予想されている  
この憲法調査会を「憲法改正国民投票法」「憲法改正案」を審議し提案する常設の委員会にという動き

(3) 自民党／公明党の動き  
2003 年「改憲のための論点整理」  
2004 年「憲法改正大綱」案の策定めざしたが・・・  
2005 年「自民党創立 50 周年までに」

(4) 教育基本法改正、憲法改正国民投票法制定の動きも

## 憲法九条の「未来」

### 6、憲法 9 条はもはや意味がないか？

- (1) 軍事化の「歯止め」を政府が約束せざるをえなかったことの意味
- (2) もし 9 条が 1950 年代に「改正」されていたら
- (3) いま、紛争がつづく世界で求められている 9 条の理念

### 7、いかに立ち向かうか

- (1) 憲法、および 9 条をめぐる国民意識の複雑さ  
安保容認＋自衛隊容認＋イラク派兵消極＋ 9 条支持＝これがいまのところ多数
- (2) 護憲政党支持者は 700 万人、しかし 9 条支持者は数でいえば 3000 万人を超す
- (3) 憲法 9 条にもとづく平和・人権政策の実現めざして  
9 条をしっかりと実現する政策への転換をもとめていく。  
平和・人権外交、軍縮、非核三原則の堅持⇒世界から尊敬される国に